

住民の避難行動について





避難場所ってどんなところ？

風水害

河川氾濫や浸水、土砂災害⇒川や斜面から離れた場所
【市指定】各小学校区に1か所

警戒レベル 4 ひなんしじ 避難指示で必ず避難

これまでの避難情報等	警戒レベル	新たな避難情報等
災害発生情報 (安全を確認したとき以降)	5	きんきょうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1
避難指示(緊急) 避難勧告	4	ひなんしじ 避難指示※2
避難準備・ 高齢者等避難開始	3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)	1	早期注意情報 (気象庁)

静岡市では、
土砂災害警戒情報、
警戒レベル3 高齢者等避難
 以上の避難情報が出た際、
市が指定する風水害緊急避難
場所(原則各小学校)に
地区支部員が参集します。

避難について（風水害）

【事前準備】

- ① 自宅の**災害リスクを確認**する。
- ② **安全な避難経路、避難方法を決めておく。**



【発災時】

周辺の状態から

「いま」避難する必要があるのかを検討する。

※避難場所だけでなく、自宅の2階、知人宅等、**様々な選択肢**がある。

※避難の際は、**食料や飲料水等の必要なもの**を持参する。

避難について(地震) ～避難地と避難所の違い～



➡適切に理解することで、
正しい避難行動に繋がしましょう。



避難地とは①（地震）



避難地とは、生活する場所ではなく、一時的に身を守るための場所。
災害が起こったら、まず避難地へ!!

➡延焼火災の可能性が高い地域では特に大切!



避難地とは②（地震）

建物の倒壊 火災⇒周囲に建物が無い広い場所
グラウンドや公園、駐車場などでも可

【避難地】

- ・安全を確保できるのであれば、静岡市指定の避難場所に行かなくてもOK
➡（JRでは南口、北口広場を避難地として定めている）
- ・避難地では行政からの支援はない





避難所とは（地震）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在する、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設



避難について(地震)

～発災後の生活について①～



1. 在宅生活継続

- ・住まいに被害はない
- ・食料・飲物・トイレ等の備蓄品がある

2. 在宅避難

- ・自宅で避難生活をする

3. 縁故避難

- ・家族、親戚、知人宅で避難生活

4. 車中泊避難

- ・車内での避難生活 ※エコノミークラス症候群に注意

5. 避難所

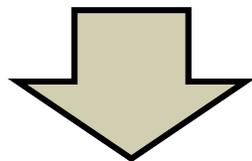
避難について(地震)

～発災後の生活について②～



避難所に避難する人は…

- ◎ 家が倒壊・流失した人
- ◎ 家が全焼した人
- ◎ 親戚等の頼る人がいない
- ◎ 生活する場所が確保できない



自宅に戻りたくても戻れない人が避難する施設